

砂川市スクールバス運行マニュアル (Ver. 1)
(素 案)

砂川市教育委員会 学校再編課 学校再編係
(令和5年度版)

本マニュアルは、砂川市スクールバスの正確かつ安全な運行を図ること及び危機管理について定めるものとする。

1. 関係法令

砂川市スクールバス運行管理の実施方法は、以下の法令の定めるところによる。

- ・ 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ・ 道路運送車両法（昭和26年法律第85号）
- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）
- ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）

2. 運行の安全確認について

（1）運行前後の点呼

- ・ 運行前点呼では、疾病、疲労、睡眠不足の状況、酒気帯びの有無、日常点検結果、携行品の状況などについて点呼執行者が確認すること。
- ・ 運行後点呼では、事故や異常の有無、運転者の疲労状況、運行経路の交通や気象の状況などについて点呼執行者が報告を受け、酒気帯びの有無について確認をすること。

（2）運行前点検

- ① 日常点検、運行日誌の結果を確認すること。
- ② 運行当日の道路状況、天候等を確認、把握しておくこと。
- ③ 自身の健康状態を確認し、異常を感じた場合、速やかに報告すること。
- ④ 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、運行表、その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。
- ⑤ その他運行中にトラブルが生じた場合などの対応を確認しておくこと。

（3）運行後点検

- ① 安全運行のため必要な点検及び清掃、消毒を行うこと。
- ② 車両、道路及び運行の状況について、運行日誌に記載すること。
- ③ 運行点検時の携行品を確認し、これを点検すること。
- ④ 翌日の運行等について確認しておくこと。

3. 運行中の注意点

（1）運転者

- ① 運転中の遵守事項

法定速度、交通マナー・ルール、シートベルトの着用

② 運転中の禁止事項

運転中の携帯電話使用、無免許運転、飲酒・酒気帯び運転、脇見運転、連続運転・無理な運行、違法駐車、疲労・過労運転、だろろう・ながら運転

③ 運転中の注意事項

追い越し、行違い、路肩、信号、カーブ・交差点注意、横断歩道、歩行者自転車、急ブレーキ・急発進

④ 運転中の励行事項

危険予知・事故予測、思いやり・譲り合い、かもしれない運転

⑤ 運転中の保持事項

法定速度、車間距離

⑥ 運転中の確認事項

優先交通権、発信時の前後左右

⑦ その他 注意すべき事項

児童生徒への対応、居眠り運転防止、早めの方向指示器の合図、常に問題意識を持つての行動。

(2) 生徒

中学校及び教育委員会では、生徒へ以下の内容で乗車に関するルールを指導。

- ・ 発車時刻3分前を目処に停留所で待機すること。
- ・ 乗車証を提示し、乗車証に記載の番号を口頭で運転手に伝えること。
- ・ 車内ではシートベルトを装着し、むやみに立ち上がらず、窓から顔や手を出すなど、危険な行為はしないこと。
- ・ 予定時刻になって生徒が停留所にいない時は、そのまま通過するため、各家庭の責任において登校させること。

4. 乗降車確認について

(1) 運転手の対応

- ① 生徒が提示する乗車証及び口頭で、乗車証番号を確認すること。
- ② 中学校・教育委員会が作成する運行表を基準に運行し、設定された時間より各停留所を早く出発しないこと。
- ③ 登校便・下校便など、全ての生徒が降車した後、真に全員が降車しているかどうか、全座席を目視確認すること。

(2) 中学校・教育委員会の対応

- ① 事故や災害時など、必要に応じて、送信された乗車証番号を基に、乗車生徒を管理・確認すること。

5. 危機管理について

事故や災害などが発生した場合は、別紙「砂川市スクールバス緊急対応マニュアル」のとおり行動すること。

6. その他

- ① 車内清掃は、常に清潔に保つよう、衛生面に十分配慮し毎日終業時に清掃すること。また、車外の汚れにも常に気を配ること。
- ② 運行記録は、記入漏れのないよう欠かさず記入すること。また毎日の走行で経路及び車内での生徒の状況に異変が生じた場合などは、速やかに報告すること。
- ③ 本マニュアルに定めのない場合であっても、生徒の生命・身体等の安全確保は常に最優先に対応すること。
- ④ 本マニュアルに定めのない不測の事態が発生した場合においては、必ず教育委員会・中学校・運行事業者の間で、相互連絡・確認を行い、対応にあたること。
- ⑤ 運行事業者の個別マニュアルが本マニュアルの内容を網羅し、安全性能等が上回る場合にはその運用を妨げるものではない。